○国家公安委員会規則第二号

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行に伴い、行政不服審査法の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則を次のように定める。

平成二十八年二月十二日　国家公安委員会委員長　河野　太郎

行政不服審査法の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則

（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和五十五年国家公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

様式第四号及び様式第五号中「60日」を「3か月」に改める。

（審査専門委員に関する規則の一部改正）

第二条　審査専門委員に関する規則（平成三年国家公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第八条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第十五条第一項」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十九条第一項」に、「第二十二条第一項」を「第九条第三項の規定により読み替えて適用する同法第二十九条第二項」に改める。

（オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律施行規則（平成二十年国家公安委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

様式第二号及び様式第三号中「60日」を「3か月」に改める。

附　則

この規則は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。